

受験資格図解資料

司法試験の受験資格は、①法科大学院の課程の修了又は②司法試験予備試験の合格により得られ、受験期間は受験資格を取得した日後の最初の4月1日から5年間です(司法試験法第4条第1項)。
 司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格に対応する受験期間内においては、他の受験資格で司法試験を受けることはできません(同条第2項)。

参考例

